

富山市住生活基本計画更新基礎調査業務委託 提案競技実施要領

令和2年5月29日

富山市住生活基本計画更新基礎調査業務について、次のとおり提案競技（以下「プロポーザル」）を行う。

1 業務概要

(1) 業務名

富山市住生活基本計画更新基礎調査業務

(2) 業務内容

別紙「富山市住生活基本計画更新基礎調査業務委託仕様書」

（以下「仕様書」という。）のとおりに

(3) 履行期限

契約締結日から令和3年3月19日まで

(4) 提案限度額

5,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

2 資格要件

(1) 参加者に必要な資格

ア 富山市競争入札参加資格者名簿に登録された者であること。（参加表明書提出時点で競争入札参加資格者名簿登録者でない者は、令和2年6月15日までに入札参加資格審査申請を行うこと。）

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。

ウ 富山市競争入札参加有資格者指名停止要領に基づく指名停止期間中でないこと。

エ 本件プロポーザルに参加しようとする他の者との間に次に規定する資本関係又は人事関係のいずれにも該当しないこと。

① 親会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第4号に規定する親会社をいう。以下同じ。）と子会社（同法第2条第3号に規定する子会社をいう。以下同じ。）の関係にある場合（子会社が民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の決定又は会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の決定（②において「民事再生法等の再生手続開始の決定」という。）を受けた会社である場合を除く。）

② 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合（子会社の一方が民事再生法等の再生手続開始の決定を受けた会社である場合を除く。）

③ 一方の会社の役員（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合（会社の一方が会社更生法の規定による更生会社又は民事再生法の規定による再生手続中の会社である場合を除く。）

1) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

(i) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

(ii) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

(iii) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役

(iv) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

2) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

3) 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

4) 組合の理事

5) その他業務を執行する者であって、1)から4)までに掲げる者に準ずる者

④ 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法又は民事再生法の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合。

(2) 履行にあたり必要な要件

ア 本業務の遂行にあたり、連絡、調整、打ち合わせ等に際して迅速に対応できる体制を有すること。

イ 過去10年以内に、国内外において各種まちづくり計画の策定に関する業務の経験があること。

ウ 個人情報保護のために必要な措置（プライバシーマーク（一般財団法人日本情報経済社会推進協会が認定するもの）等の認証取得又は事業所内での情報セキュリティポリシーの策定等）を講じていること。

エ 共同企業体での参加を認める。

3 提案競技実施要領の交付場所及び方法

・富山市ホームページへの掲載

・活力都市創造部 居住対策課（富山市役所東館6階）での直接交付

4 参加表明書の提出等

次のとおり参加表明書（様式1）及び資本関係・人的関係に関する調書（様式2）を提出してください。

(1) 参加表明書受付期限

令和2年6月12日（金）午後5時必着（持参又は郵送）

※持参の場合の受付時間は、土曜日、日曜日及び祝日等の閉庁日を除く日の午前9時から午後5時までとします。

※郵送による場合は、收受確認のため、送付後に電話連絡してください。

(2) 参加表明書提出先

富山市 活力都市創造部 居住対策課（東館6階）

〒930-8510 富山市新桜町7番38号

(3) 提案資格確認通知書・提案書提出要請書の送付

参加表明書を提出した者には、令和2年6月16日（火）までに郵送で提案資格の確認通知書を送付します。そのうち、提案資格が確認された者に対しては提案書の提出要請を行います。

5 募集に関する質問の受付等

募集内容に関する質問がある場合は、次のとおり受け付けます。

(1) 質問書受付期限

令和2年6月18日（木）午後5時必着

(2) 質問書の提出方法

質問書（様式3）を電子メール（宛先：kyoju-01@city.toyama.lg.jp）にて送信してください。それ以外の方法による問い合わせには一切応じませんのでご了承ください。

※不達による混乱を避けるため、電子メール送信後は必ず送付した旨を電話にてお知らせください。

(3) 回答方法

令和2年6月25日（木）に、質問を行った者の法人名義等を伏せた上で、提案書提出有資格者すべてに、参加表明書に記載されたメールアドレスに回答します。

また、質問及び回答内容を富山市ホームページにおいて公表します。

6 提案書の提出等

提案書の提出要請があった者は、次のとおり提案書を提出してください。

(1) 提案書受付期限

令和2年7月3日（金）午後5時必着（持参又は郵送）

※持参の場合の受付時間は、土曜日、日曜日及び祝日等の閉庁日を除く日の午前9時から午後5時までとします。

※郵送の場合は、7月3日（金）必着とし、一般書留又は簡易書留にて送付してください。

(2) 提出部数

10部（正本1部、副本9部）及び電子媒体（CD-ROM等）一式

(3) 提案書提出先

富山市 活力都市創造部 居住対策課（東館6階）

〒930-8510 富山市新桜町7番38号

(4) 提出書類等

- ① 企業概要（様式4）
- ② 同種・類似業務の実績調書（様式5）
- ③ 企画提案書（任意様式）
以下の項目を記載してください。
 - ア 企画提案の概要
 - イ 各事業の具体的内容、実施方法
- ④ 個人情報保護に関する対策（任意様式）
- ⑤ 実施スケジュール（様式6）
- ⑥ 業務実施体制（様式7）
- ⑦ 協力会社等調書（様式8）
- ⑧ 本業務に係る委託料の見積書（任意様式）

※ 業務内容別・項目別の費用の内訳も記載すること。

(5) 作成上の留意事項

用紙は原則A4縦、左とじとし、ページ番号を付してください。必要に応じて、A3版を可としますが、その場合は中折りしてください。また、「富山市住生活基本計画更新基礎調査業務委託 提案書」として表紙（企業名称明記）をつけ、提出書類（(4) ①～⑧）ごとにインデックスを貼付し、左端をホチキス等でとめてください。

(6) 提案書の取扱い

提出された提案書は返却しません。また、情報公開の請求があった場合は、個人情報及び法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものなどを除き公開することがあります。

7 審査及び選考

(1) 選考方法

「富山市住生活基本計画更新基礎調査業務委託受託候補者選考委員会（以下「選考委員会」という。）」において提案書及びヒアリング（プレゼンテーション及び質疑応答）の内容を総合的に審査した上で、受注者を特定します。ただし、参加表明者が多数となり、受注者の特定に時間を要する場合には、評価基準に基づき、第一次審査を行い、選定された参加者を対象に、選考委員会においてヒアリングを行うことがあります。

また、特段の理由によりヒアリングを実施できない場合は、ヒアリングに代えて電話やメール等で質疑を行うことがあります。

(2) 選考委員会によるヒアリング

① 日時及び場所

令和2年7月14日（火）を予定

※ 各提案者の開始時間、開催場所についての詳細は別に案内します。

② 実施方法

提案者1者につき30分以内（内容説明20分、質疑応答10分程度）

③ 留意事項

ア 説明用にパソコンが必要な場合は、各事業者で準備してください。

（プロジェクター、スクリーンは市が準備します。）

イ 説明内容は提案書に記載した内容のみとし、それ以外の資料の配布、投影、提示は認めません。

ウ 説明員を含む出席者は、提案者1者につき3名までとします。

(3) 評価基準

「提案書評価基準（別紙1）」のとおり

(4) 選考結果の通知

選考委員会の評価の結果については、提案者すべてに特定（非特定）結果を文書で通知するとともに、富山市ホームページにおいて公表します。

8 契約の締結

委託契約書、仕様書等については、受託予定者と別途協議をし、随意契約の方法により委託契約を締結します。

9 スケジュール（予定）

日 時	内 容
5月29日（金）	公募開始・業務説明資料等の配布
6月12日（金）	参加表明書の提出期限（午後5時まで）
6月16日（火）	提案資格確認通知書、提案書提出要請書の送付
6月18日（木）	質問書の提出期限（午後5時まで）
6月25日（木）	質問の回答
7月3日（金）	提案書の提出期限（午後5時まで）
7月14日（火）	選考委員会によるヒアリング
7月下旬	選考結果の通知
	業務委託契約の締結

※上記日程に変更がある場合は、あらかじめ提案者に連絡します。

10 その他

- (1) 提案書類に虚偽の記載をした場合には、提出書類を無効にするとともに、虚偽の記載をした者に対して、富山市競争入札参加有資格者指名停止要領に基づき指名停止措置を行うことがあります。
- (2) 提出された書類は返却しません。
- (3) 提案書等の提出後の修正又は変更は、一切認めません。
- (4) 提出書類に記載された担当者の受託後の変更は、原則として認めません。
- (5) 提案書等の著作権は提案者に帰属します。ただし、富山市がこのプロポーザルの報告、公表等のために必要な場合は、内容を無償で使用できるものとします。
- (6) 提案書等の作成、提出、ヒアリング等に係る一切の費用は、提案者の負担とします。
- (7) プロポーザルの実施に関する説明会等は実施しません。

【問い合わせ先】

富山市 活力都市創造部 居住対策課（担当）林
〒930-8510 富山市新桜町7番38号
TEL 076-443-2112 FAX 076-443-7670
Eメール kyoku-01@city.toyama.lg.jp